

伝統的工芸品新商品開発・販路開拓支援事業（コンソーシアム事業） 実施要領

第1 目的

伝統的工芸品産業は、ライフスタイルの変化や人口減少等により市場が大きく縮小しており、また、多くが零細企業で、受注生産、分業体制が主体であることから、消費者ニーズに対応した新商品の開発や、需要開拓に向けた営業活動や情報発信など販売力の強化を図る必要がある。

そのため、伝統的工芸品製造事業者等（以下「製造事業者等」という。）が異業種の民間企業等多様な主体とのコンソーシアム（共同事業体）を形成し、異業種のノウハウを生かして新商品の開発から販路開拓まで取り組むプロジェクトを支援することにより、伝統的工芸品産業の振興を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領で用いる用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) コンソーシアム

本事業を実施するため、製造事業者等と当該製造事業者等と異なる業種の民間企業等の2事業者以上で構成する共同事業体をいう。

(2) 新商品開発

経済産業大臣又は鹿児島県知事が指定している県内の伝統的工芸品の素材や技術・技法を生かした上質で、デザイン性、機能性に優れた商品の開発を行うものをいう。

(3) 販路開拓等

コンソーシアムを構成する民間企業等の店舗や営業所での顧客等へのPRや販売をはじめ、国内外の展示会、物産展等への出展、クラウドファンディング、インターネット販売、専門雑誌や各種メディア等での情報発信など国内外への販路開拓につながる取組を行うものをいう。

第3 補助対象事業

コンソーシアムを形成して、県内伝統的工芸品の素材や技術・技法を生かして新商品開発から販路開拓等まで一体的に取り組むプロジェクトの遂行に必要な事業を対象とする。

第4 補助対象事業者等

本事業の補助対象事業者は、伝統的工芸品新商品開発・販路開拓支援事業（コンソーシアム事業）補助金交付要綱第2条に定める者とする。

コンソーシアムの代表事業者は、原則、鹿児島県内に本社又は本事業の活動拠点を有しているものでなければならない。ただし、代表事業者が鹿児島県内に本社又は本事業の活動拠点を有していない場合であっても、補助対象事業を円滑かつ効果的に遂行できるものとして知事が認める場合もある。

なお、コンソーシアムの構成は、補助対象事業の効果的な実施を促進するため、上記事業者に加え、コンサルタント業者、広告代理店、研究機関、金融機関など多様な主体が加わることを可能とするものとする。

第5 補助額及び補助率

補助額は、1,500千円以内とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

第6 事業実施期間

交付決定の日から開始することができ、事業年度の2月末日までに補助対象事業を終え、当該事業に係る経費の支払いを完了しなければならない。

第7 補助対象経費

補助対象事業者が、以下の表に掲げる事業を実施するために直接必要となる経費とする。

区分	補助対象経費	内 容
共通経費	会議費	コンソーシアムの企画運営会議に係る経費
	運営費	コンソーシアムの運営に係る諸経費（但し、補助対象経費の3分の1以内とする）
新商品開発	報償費	コンソーシアム外部の専門家等謝金
	旅費	新商品開発に直接必要なコンソーシアム構成員や外部専門家等の旅費交通費、宿泊費
	通信運搬費	商品開発に必要な資材・試作品等輸送費等
	使用料・賃借料	商品開発に必要な機器、設備、備品等の使用料等
	原材料費	試作品の製作に必要な原材料費
	委託費	試作品製作（製造事業者等が制作する部分を除く）、デザイン制作、パッケージ開発等商品開発に必要な委託費
	手数料	特許出願、商標登録出願等知的財産に必要な申請手数料等
販路開拓等	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費
	報償費	コンソーシアム外部の専門家等謝金
	旅費	販路開拓等に直接必要なコンソーシアム構成員や外部専門家等の旅費交通費・宿泊費
	通信運搬費	販路開拓等に必要の新商品等輸送費
	使用料・賃借料	販路開拓等に必要な会場、資機材等の使用料
	広告費	各種メディア掲載料、広告宣伝費
	委託費	開発商品の映像製作、WEBサイト掲載、パンフレット等各種媒体製作等に必要な委託費
	販売促進活動費	物産展・展示会等出展経費、クラウドファンディング出展経費、ECサイト掲載経費等
その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費	

[注意]

- (1) 本事業の仕入れに係る消費税及び地方消費税は、関係法令に基づき、補助事業者へ還付されるため、当該税額は補助対象経費から除くものとする。補助対象経費の算定において、当該税額を減額して申請しなければならない。
- (2) 補助対象経費は、原則、交付決定日以降に着手されたものに限る。ただし、

伝統的工芸品新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付要綱第9条に基づき、事前着手届を提出した場合を除く。

- (3) 本事業以外に補助金等の交付を受けている場合は、その補助対象となった経費を控除した額が本事業の対象経費となる。
- (4) 領収書、明細書等が明らかでないものは、補助対象経費として認めない。

<補助対象とならない経費>

- (1) コンソーシアムの構成員同士による本事業で開発した商品の取引（購入費、設置費等）に要する経費
- (2) 不動産の購入又は賃借料に係る経費、事務機器や什器等の財産形成につながる経費
- (3) 公租公課、光熱水費
- (4) 交際費、飲食に係る経費
- (5) 他の用途の経費と区分ができない経費
- (6) 事業の実施期間内に支出が完了しない経費

第8 事業実施の手続き

(1) 事業実施計画の承認申請

本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、実施しようとする事業について、以下の書類を郵送（持参も可）又は電子メールで、知事に提出するものとする。なお、電子メールでの提出は各申請書類の複写とする。

- ① 承認申請書（別記第1号様式）
- ② 事業計画書（別記第2号様式）
- ③ 収支予算書（別記第3号様式）
- ④ 添付書類

ア コンソーシアムの構成員（民間企業に限る。）の概要が分かる資料（パンフレット等）

イ コンソーシアムの代表事業者の直近2カ年の収支の状況が分かる資料（事業決算報告書等）

ウ コンソーシアムの代表事業者に県税の未納がないことを証明する書類

(2) 申請書類提出の期間

事業実施計画を提出する期間は、別に定める募集要項に基づき、県ホームページに公表するものとする。

(3) 審査選考

知事は、提出された事業計画書等について、別表に定める審査基準に基づき、実施プロジェクトごとに審査を行い、予算の範囲内において獲得ポイントの高い順に補助対象事業者を選考するものとする。知事は、審査に当たり、必要に応じて申請者に聞き取りを行い、補助対象外と認められる経費の除外など事業計画書の補正を行い、提出された収支予算書の金額から減額して承認することがある。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、事業計画書の内容にかかわらず承認しないことがある。

- ① 提出の期日までに申請書類が県に到着しない場合
- ② 申請書類に不備、不足がある場合
- ③ 申請者と連絡が取れない場合
- ④ 計画の内容に関する知事からの聞き取りに対し、申請者の応答がないと認められる場合

- ⑤ 申請者が対象事業者の要件に適合しない場合
 - ⑥ 計画書の内容に虚偽があると認められる場合
 - ⑦ 事業計画の実現可能性がないと認められる場合
- (4) 事業実施計画の承認
知事は、審査終了後、速やかに申請者に別記第4号様式にて結果を通知するものとする。
- (5) 補助金の交付申請手続き
計画を承認された申請者は、別に定める期日までに、補助金の交付申請を行うものとする。ただし、承認後、やむを得ない事情により事業の実施を中止する場合は、交付申請する前に、書面で知事にその旨を報告しなければならない。

第9 事業の実施

事業の実施に当たっては、第8の規定により承認された事業実施計画に基づき、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年1月6日規則第1号）及び伝統的工芸品新商品開発・販路開拓支援事業補助金（コンソーシアム事業）交付要綱に定める所定の手続きを経るものとする。

第10 不当廉売の禁止

事業の実施に当たっては、本補助金を原資とした不当廉売（本事業で開発した商品を通常の販売価格より不当に安価で販売すること）と認められる行為を行ってはならない。

第11 知的財産権の帰属

本事業の実施で得られた知的財産権の帰属については、コンソーシアムの構成員で協議して決めるものとする。

第12 補助事業の経理等

補助事業者は、本事業に係る支出を明記した帳簿や、当該収入及び支出に係る証拠書類等を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存することとする。

第13 その他

- (1) 事業実施者は、補助事業による成果や効果を把握するため、事業完了後3年間は知事が実施する調査に協力するものとする。
- (2) 事業実施者は、補助事業の内容について、コンソーシアムの構成員の事業活動に支障のない範囲において、県ホームページ等での公開を認めるものとする。
- (3) この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は令和4年3月31日から施行する。

附則

この要領は令和5年5月19日から施行する。

附則

この要領は令和6年 月 日から施行する。

別表 審査基準

※1 実施プロジェクト毎に評価を行う。

※2 審査は5段階評価で、配点5点の場合は3点を標準とし、配点10点の場合は配点5点の評価に2を乗じた点数とする。

※3 各審査員の合計点数の平均が30点未満の場合は選考対象外とする。

審査項目	上段：審査内容 下段：配点
1 コンソーシアムの実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムが多様な主体で構成され、実施計画に基づく事業に円滑かつ効果的に取り組める体制が整っているか。 <p style="text-align: center;">配点5点</p>
2 プロジェクトの実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムによるプロジェクトの実施計画が本事業の趣旨に合致し、妥当かつ実現可能なものであるか。また、プロジェクトを通じて、伝統工芸品産業の持続的な発展が期待できるか。 <p style="text-align: center;">配点10点</p>
3 商品の優位性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルの変化や消費者ニーズを的確に捉え、伝統的工芸品の素材や技術・技法を生かした商品開発であるか。 ・伝統的工芸品の高付加価値化、差別化による商品の優位性や、持続的な製造の実現性が期待できるか。 <p style="text-align: center;">配点10点</p>
4 販売戦略の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客ターゲットと商品開発後の販売戦略が明確かつ妥当であり、販路開拓・拡大が期待できるか。 <p style="text-align: center;">配点10点</p>
5 商流の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・開発商品の販売は一過性に終わらず、流通可能な販売予定価格と定量的（販売数量、販売額等）な販売目標が設定され、継続的な商業流通が期待できるか。 <p style="text-align: center;">配点10点</p>
6 伝統的工芸品産業への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの遂行により、伝統的工芸品産業の商品開発力や販売力の強化につながり、製造事業者等の収益性や生産意欲の向上に寄与するものか。 <p style="text-align: center;">配点10点</p>
7 事業費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの実現性を踏まえて、事業費の積算は妥当であるか。 <p style="text-align: center;">配点5点</p>
計（最大）60点	